

# 神戸市国民健康保険に加入される外国人の方へ

国民健康保険は、病気やケガをした時に安心して医療が受けられるように、加入者が保険料を出し合って助け合う制度です。医療機関の窓口で保険証を見せることで、医療費の一部(3割)を負担するだけで治療が受けられます。また、負担額に上限が設けられており、医療費が高額になった場合でも申請により上限を超えた金額が支給されます。

神戸市に3ヶ月を超えて住民登録し、日本の公的医療保険制度に加入されていない 74 歳以下の外国人の方は、国民健康保険に加入しなければなりません。なお、海外旅行保険は、公的医療保険制度には該当しません。また、在留資格が 3 カ月以下でも、在留資格が「興行」、「技能実習」、「家族滞在」または「特定活動※」で神戸市に住所を有する方のうち、書類等により3ヶ月を超えて日本に滞在すると認められる方については、国民健康保険に加入しなければなりません。※「特定活動」のうち、以下の者は除きます。

- 〔 ○医療を受ける活動      ○医療を受ける活動を行う者の日常生活上の世話をする活動  
○観光・保養その他類似する活動      ○観光・保養その他類似する活動を行う者に同行する配偶者 〕

## 国民健康保険の加入手続きは…

※届出にはマイナンバーの記載が必要な場合があります

加入手続きが必要な場合	必要な書類 (パスポート、在留カードまたは特別永住者証明書 (外国人登録証)、印かんをお持ちください)
市外から転入したとき	追加加入のときは世帯主の保険証
市内他区から転入したとき (須磨本区管内と北須磨支所管内の間の転居を含む)	転出された区の保険証 追加加入のときは転入先の世帯主の保険証
他の健康保険の資格がなくなったとき ・退職した(任意継続する場合を除く) ・任意継続がきれた・被扶養者でなくなった	健康保険資格喪失証明書 追加加入のときは世帯主の保険証
子供が生まれたとき	母子健康手帳・世帯主の保険証
生活保護が廃止(停止)されたとき	生活保護廃止(停止)決定通知書

※なお、国民健康保険加入中に在留資格の変更等により住民票に記載されなくなったときは、在留資格の確認をさせていただきます。

◇国民健康保険への加入の届出は、14日以内に行ってください。

## 保険証交付前に医療機関にかかった場合は…

保険証交付の手続き中のため、保険証を提示せずに治療を受けたときは、一旦治療費の全額を支払ったあと、診療内容の明細書・領収書などの必要書類をそろえて区役所・支所で申請すれば、保険給付に該当する分が支給されます。(支払いまで2～3カ月かかります)

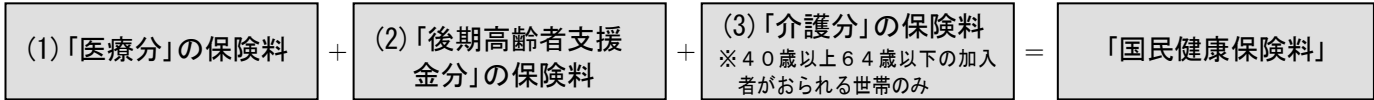
◇届出が遅れると、給付が受けられない場合があります。

## 日本語がわからない方へ

- ①区役所の窓口では、外国語の対応が出来ない場合があります。ご相談、お手続きに来られる際は、日本語が分かる方をできるだけ同伴してください。
- ②神戸国際コミュニティセンターでは、日本語が不自由な外国人市民が区役所や市内の公的機関で問合せ・相談等を行う際に、無料で通訳者を派遣(要事前予約)しています。対応言語は、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語です。

〈電話〉078-291-8441    〈ホームページ〉<http://www.kicc.jp/consul/index.html>

# 令和元年度の保険料は…



(1)「医療分」の保険料、(2)「後期高齢者支援金分」の保険料、(3)「介護分」の保険料は、それぞれ次の3つの要素から計算されます。

(1) 医療分の 保険料	① 所得割額 <small>(加入者全員の所得に応じて負担)</small>	⇒	令和元年度 ※算定用所得額 × 8.58 % <small>(加入者全員の算定用所得額)</small>
	② 被保険者均等割額 <small>(加入者の人数に応じて負担)</small>	⇒	33,700 円 × 加入人数
	③ 世帯別平等割額 <small>(1世帯あたり定額で負担)</small>	⇒	24,040 円
	<b>①+②+③=保険料年額</b>		(61万円を超えるときは61万円)

(2) 金後 分期の 高 保 齢 者 支 援 料	① 所得割額 <small>(加入者全員の所得に応じて負担)</small>	⇒	令和元年度 ※算定用所得額 × 3.44 % <small>(加入者全員の算定用所得額)</small>
	② 被保険者均等割額 <small>(加入者の人数に応じて負担)</small>	⇒	13,300 円 × 加入人数
	③ 世帯別平等割額 <small>(1世帯あたり定額で負担)</small>	⇒	9,490 円
	<b>①+②+③=保険料年額</b>		(19万円を超えるときは19万円)

(3) 介 護 分 の 保 険 料	※40歳以上64歳以下の加入者がおられる世帯		
	①所得割額	⇒	令和元年度 ※算定用所得額 × 4.18 % <small>(40歳以上64歳以下の加入者の算定用所得額)</small>
	②被保険者均等割額	⇒	19,700 円 × 40歳以上64歳以下の加入人数
	③世帯別平等割額 <small>(1世帯あたり定額で負担)</small>	⇒	8,890 円
<b>①+②+③=保険料年額</b>		(16万円を超えるときは16万円)	

※年度の途中で加入・脱退があった場合は、月割で計算します  
 ※実際の保険料は、各種軽減制度の適用により上記で計算した金額より低くなる場合があります。  
 ※保険料を正しく計算するために、所得の申告にご協力をお願いします。

## ■保険料はいつからかかりますか？

保険料は国民健康保険の資格ができた月の分からかかります。(届出の月からではありません)  
 加入の届出が遅れている場合は、さかのぼって(最高2年間の範囲内で)保険料を納付していただくことになります。

## ■保険料は1年分を、6月～翌年3月の各月(10期)に分けて納付していただきます。

※年度の途中で加入された場合は、資格ができた月の分からの保険料を、加入月の翌月または当月～翌3月の各月に分けて納付していただきます

## ■納期限は各月の末日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)です。

※口座振替の場合は毎月27日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に引き落とします

**保険料の納付は、安心して便利な口座振替(自動払込)でお願いします。**

銀行・信用金庫・信用組合・農協等の金融機関のほか、ゆうちょ銀行・郵便局での口座振替(自動払込)ができます。

◎退職や倒産等の事情により所得が大幅に減少するなど、保険料を納付することが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。